

規 則

埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八号

埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則

埼玉県交通安全対策会議規則（平成十七年埼玉県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「署名し、又は記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（書面による議決）

第十条 会長は、次に掲げる場合には、第五条の規定にかかわらず、会議において議決すべき事項を記載した書面を委員に送付し、及び賛否を確認し、又は意見を徴した上で、会議の議決とすることができる。

- 一 災害その他やむを得ない事由により会議を開くことができないとき。
- 二 議決すべき事項が軽易なものであるとき。
- 2 会長は、前項の規定により議決をしたときは、その結果を書面により委員に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による書面による議決に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第九条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。